

平成31・32年度白石市競争入札参加資格審査申請要領（測量・設計・コンサルタント）

白石市財務規則第89条の規定に基づき、平成31・32年度に係る白石市の一般競争入札及び指名競争入札の資格審査申請について次のように定めます。（元号が変更になった場合は変更後の元号に読み替えます。）

1. 受付期間 平成31（2019）年1月15日から平成31（2019）年1月31日まで
2. 有効期間 平成31（2019）年4月1日から平成33（2021）年3月31日まで（2年間）
3. 申請方法 別紙「提出書類」を番号順にフラットファイル（A4判・色指定なし）に綴り、表紙及び背表紙に商号又は名称を明記したものを1部作成してください。
郵送等でのみ申請受付を行います。（1月31日までに必着）
封筒等の表に「入札参加資格審査申請書在中」と記載してください。
4. 提出書類
 - 1) 提出書類は、登録者カード、業態調書及び返信用封筒を除き、順番に綴ってください。
 - 2) 各証明書については、写し（申請日の3ヶ月以内に発行されたもの）でも差し支えありません。
 - 3) 委任状を提出する場合は、委任される営業所等の所在地都道府県及び市町村で発行する納税証明書を添付してください。
 - 4) 測量設計等の参加を申し込まれる方で建設工事、物品・役務等の申込みを同時にされる方は、共通添付書類は省略できます。
 - 5) 提出書類欄に※の印が付いているものは白石市のホームページからダウンロードできます。
5. その他
 - 1) 申請に関する質問は電話でのみ受付しております。下記へお問い合わせください。
なお、メールによる質問は受け付けておりませんので、ご注意ください。
 - 2) 申請書受理票と承認書を別々に送付しますので、封筒を2通提出してください。
書類に不備がある場合、承認できません。**書類に不備があった場合等の連絡先（電話・FAX番号、担当者）を明確にしてください。**

6. 申請書類提出及び問い合わせ先

白石市総務部財政課契約係

〒989-0292

住所 宮城県白石市大手町1-1

電話 0224-22-1332

※電話によるお問い合わせは、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く午前8時30分から午後5時15分までお願いいたします。

入札における無断欠席について

指名競争入札等において、辞退届を提出しないで入札を欠席すること（無断欠席）は、適正な入札の妨げになりますので、十分留意してください。

入札に参加しないときは、辞退届を入札執行日時までに入札担当者へ持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）してください。

交通機関等の遅れ等、やむを得ず入札に参加できないときは、入札執行日時前までに入札担当者へ電話連絡等をし、事後に辞退届を提出してください。

入札を辞退したことによって、以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありませんが、無断欠席したときは、白石市建設工事等入札参加業者指名停止要領に基づく指名停止、警告又は注意喚起を行う場合があります。

提出書類等について（測量・設計・コンサルタント）

No.	提出書類	備考
	登録者カード (測量・設計・コンサルタント用) ※	○白石市独自様式 ホームページからダウンロードして作成してください。
1	入札参加資格審査申請書※	○統一様式（様式①-1, 2, 3）又は白石市独自様式 申請書は、支店・営業所等に委任する場合でも、必ず本店・本社の内容を記載してください。
2	技術者経歴書※	○統一様式・白石市独自様式 記載内容が同じであれば、独自に作成した様式でも使用できます。本社・本店のみの場合でも作成してください。
3	業務経歴書※	○統一様式・白石市独自様式 記載内容が同じであれば、独自に作成した様式でも使用できます。 内容は、白石市の発注したものだけではなく、国・他の自治体でも構いませんので、主なものを記載してください。
4	営業所一覧※	○統一様式・白石市独自様式 記載内容が同じであれば、独自に作成した様式でも使用できます。本社・本店のみの場合でも作成してください。
	業態調書※	○統一様式・白石市独自様式 ホームページの記載例を確認してから作成してください。
5	商業登記簿謄本又はこれの写し (個人の場合：身分証明書)	法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は各市町村発行の身分証明書
6	納税証明書又はこれの写し ①国税 ②都道府県税 ③市区町村税 ※右記の未納のない証明書以外 の場合には、平成29・30年度分 の納税証明書	法人 ①については、法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことが確認できる税務署長の証明書（様式その3の3） ②については、都道府県税の未納がないことが確認できる都道府県税事務所長の証明書 ③については、所在する市町村税の未納がないことが確認できる市町村長の証明書 (契約行為等を本社以外の支店・営業所等に委任して申請する場合は、委任先の都道府県税及び市町村税の証明書を提出すること。) 個人 ①については、所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことが確認できる税務署長の証明書（様式その3の2） ②については、都道府県税の未納がないことが確認できる都道府県税事務所長の証明書 ③については、所在する市町村税の未納がないことが確認できる市町村長の証明書
7	許可書の写し・ 登録の証明書又はこれの写し	登録したい業務を行う上で必要な、各法令に基づく許可・登録の証明書
8	印鑑証明書又はこれの写し	法人の場合は法務局発行、個人の場合は各市町村発行の印鑑証明書
9	委任状※	○任意の様式 委任状は、本社・本店の代表者が支店・営業所等のものに権限を委任する場合必要となります。委任しない場合は、必要ありません。
10	使用印鑑届※	入札・契約などに使うものが印鑑登録しているものと違う場合や支店・営業所等に委任している場合は、使用印鑑届を作成し、添付してください。
11	誓約書※	○白石市独自様式 記名・押印の上、提出してください。
	返信用封筒 2通	宛先を明記し、82円切手を貼って提出してください。 受理票及び承認書の郵送に使用します。 ※返信用封筒が大きい場合、大きさに適合した送料分の切手を貼ってください。